

函館工業高等専門学校教育課程等に関する規程

平成 30 年 3 月 1 日

函高専達第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、函館工業高等専門学校学則(昭和 37 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 13 条第 2 項の規定に基づき、函館工業高等専門学校（以下、「本校」という。）における教育課程に関し、必要な事項を定める。

(授業科目及び単位)

第 2 条 本校の授業科目は、一般科目及び専門科目により構成する。

2 授業科目並びにその開設単位数及び履修単位数は、一般科目にあつては別表第 1、専門科目にあつては別表第 2 のとおりとする。

(単位時間)

第 3 条 各授業科目の単位数は、30 単位時間(1 単位時間は 50 分を標準とする。)の履修を 1 単位として計算するものとする。この単位を「履修単位」という。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。この単位を「学修単位」という。

一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60 単位を超えないものとする。

(特別活動)

第 4 条 第 1 学年から第 3 学年までは、特別活動を実施する。

2 特別活動は、各学年 30 単位時間実施する。

3 特別活動に関し、必要な事項は教務委員会が審議し、決定する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教務委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則 (平成 30 年 3 月 12 日函高専達第 1 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 11 日函高専達第 30 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日函高専達第 3 号）

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行日の前日において、学則第 7 条に定める学科に在籍する者に係る教育課程は第 2 条第 2 項の規程にかかわらず、従前のおりとする。

附 則（令和 4 年 3 月 9 日函高専達第 10 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 16 日函高専達第 12 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日函高専達第 39 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 16 日函高専達第 9 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日函高専達第 15 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 13 日函高専達第 9 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。